



車道歩行・佇立者の重過失／指定代理請求 人の訴訟上の請求

弁護士 大野 徹也

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

福岡高裁令和2年8月27日判決 令和2年(ネ)第143号 保険金請求控訴事件 判時2505号
56頁(本判決)

第一審 福岡地裁令和2年1月16日判決 平成31年(ワ)第944号 保険金請求事件 判時
2505号62頁

1. 本件の争点¹⁾

本件の争点は、車道上で歩行ないし佇立^{ちよりつ}していた傷害疾病定額保険の被保険者が走行してきた自動車に衝突されて傷害を負った事案における重過失免責の成否である。

また、本件では指定代理請求人が原告として訴えを提起し、本判決はこれを認容している。本判決ではその是非は争点とされておらず、判断も示されていないが、検討を要するものと考えられるため、この点も争点として検討する。

2. 事実の概要

Aは、生命保険会社であるY(被控訴人・一審被告)との間で、平成27年4月1日、Aを保険契約者及び被保険者とする最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結した。

平成28年12月14日午前5時頃、福岡県春日市aにおいて、B(訴外)が普通乗用自動車(以下「B車両」という。)を運転し、県道b線(以下「本件県道」という。)のc方面からd方向に向かう車道(以下「本件車道」という。)の第2車線を時速約50kmで進行するに当たり、進路前方の同車線上にいたA(当時33歳)にB車両右前部を衝突させる事故(以下「本件事故」という。)が発生した。Aは、本件事故により、左急性硬膜下血腫等の傷害を負い、同傷害の治療を目的として、入院、手術その他の治療を受けたが、この入院等は、同保険約款(以下「本件約款」という。)が規定する災害入院給付金等の各支払事由に該当する。これらの給付金合計額は160万円である。

1) 本判決の評釈として、陳亮・保険レポ355号1頁(2022年)、植村一晴・保険レポ359号15頁(2023年)、木村健登・ジュリスト1580号130頁(2023年)がある。ただし、指定代理請求人による訴訟上の請求の問題に言及している評釈は、掲載誌である判時の解説も含め不見当であった。

他方、本件約款には、「被保険者または保険契約者の故意または重大な過失」により給付金の支払理由に該当したときは、給付金を支払わない旨の規定（以下「本件免責条項」という。）がある。

A の母である指定代理請求人の X（控訴人・一審原告）は、Y に対し、本件保険契約に基づく給付金の請求を行ったが、Y は、本件免責条項（重過失免責）の適用を主張し、これを拒絶した。そこで X は、自らを原告として、本件保険契約に基づき、給付金合計 160 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて、本件訴訟を提起した。

原審は、「車道は、車両の通行の用に供するためのものであり、本件事故現場付近のように両側に歩道がある道路においては、歩行者は歩道を通行することを求められており、車道を、これと並行に歩行することや、車道上に佇むことは予定されていない（道路交通法 10 条）。それにもかかわらず、訴外 A は、上記行動をとったものであるから（…）、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態にあったと評価せざるをえない」として本件免責条項を適用し、請求を棄却した。これに対し、X が控訴した。

3. 判旨（原判決取消・自判（請求認容））（確定）

本判決は、本件免責条項にいう「重大な過失」の意義について、最三判昭和 32 年 7 月 9 日民集 11 卷 7 号 1203 頁（以下「昭和 32 年最判」という。）、最一判昭和 57 年 7 月 15 日民集 36 卷 6 号 1188 頁（以下「昭和 57 年最判」という。）を参照しつつ、「『重大な過失』とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解すべきである」としたうえで、「そうであれば、『重大な過失』を基礎づけるに足りる被保険者等の行為（作為又は不作為）は、故意に保険事故を招致した疑いのあるものである必要はないが、保険事故発生の認識又は認容があれば故意に保険事故を招致したともいえるようなものである必要があるというべきであり、被保険者等の行為がそのようなものであることの立証責任は、保険者にあるというべきである。」と判示した。

そして、「A は、本件県道の本件車道側（東側）の歩道を d 方向に向かって歩行中、本件事故現場よりも手前（c 側）の地点で、対向車道側（西側）の歩道へ移動することを意図して、本件車道に進入して本件県道の横断を開始したが、中央分離帯に到達した時点で、その地点での横断を中止し、d 側で本件防護柵が途切れる地点まで移動することとして、中央分離帯に沿って本件車道の第 2 車線上を d 方向に向かって歩行し、又は一時佇立していた可能性が高い」とし、「黒い着衣で本件車道を歩行した A に過失があったこと自体は、否定できない」とした上で、「本件事故現場は、見通しの良い片側 2 車線の一般道路上の地点であり、本件事故発生当時の交通は、その直後に行われた実況見分時と同様に、閑散としていた可能性が高いと考えられる。そして、本件防護柵は全長 130m ほどであって、仮に A が本件防護柵の c 側の端に近い地点で本件車道を横断したとしても、中央分離帯に沿って 2 分程度も歩けば、本件防護柵の d 側の端に到達することが可能であったことになる。これに加えて、前記認定のとおり、A が本件車道の第 2 車線の中央分離帯寄りを歩行していた可能性が高いと推認されることも併せ考えると、A において、前記のような道路状況の下で A の後方から接近して来る車両の運転者が、前方を注視して走行することにより、A の存在を認識し、僅かのハンドル操作により容易に A を回避し

て、その側方を通過するものと期待することにも、一定の客観的合理性があったものということができる。」とした。そして、「これらの事情を総合すれば、本件事故の発生について、Aの行動に過失があったことは否定できないとしても、それが、ほとんど故意に近い著しい注意欠如といえるようなもの、すなわち、Aが本件事故の発生を認識、認容していたと仮定した場合に、故意に本件事故を招致したと評価できるようなものであったとまでいうことはできない。」として本件免責条項の適用を否定し、原判決を取り消してXの請求を認容した。

なお、本判決は指定代理請求人であるXによる請求の当否については言及していない。

4. 評釈（指定代理請求人であるXの請求を認容した点には疑問がある。重過失免責を否定した結論には賛成し、その理由付けには疑問がある）

(1) はじめに

本判決の争点及び事実の概要は前述のとおりである。以下、指定代理請求人による訴訟上の請求、車道歩行・佇立者の重過失の順で検討を行う。

(2) 指定代理請求人による訴訟上の請求

本件では、本件保険契約の指定代理請求人Xが原告として訴えを提起し、本判決はこの点につき特に判断を示すことなく請求を認容している。

生命保険会社を取り扱う指定代理請求制度は、「被保険者が受取人となる保険給付について、被保険者が保険給付を受け取ることでできない特別の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人としてその保険給付を請求できる」とする制度である²⁾。同制度は1992年に3大疾病保険金及びリビングニーズ特約の特約保険金について初めて導入され³⁾、その後、被保険者が受取人となる保険契約に関し、同制度を利用することができる保険種類が増加している⁴⁾。

指定代理請求人の法的地位は、予め約款で構築された任意代理と解されており⁵⁾、保険金請求権の帰属主体となるものではない。そうすると、本件において、指定代理請求人Xは、生命保険会社であるYに対し、指定代理請求に係る約款所定の要件を充足する限り、Aの代理人として保険

2) 小林雅史「指定代理請求制度について」生命保険経営 77巻5号101頁（2009年）。同制度につき、篠原晴人「生前給付型保険の指定代理請求制度」生命保険経営 61巻3号5頁（1993年）、五十嵐徹「リビングニーズ特約約款上の諸問題」生命保険経営 65巻6号163頁（1997年）。

3) 小林・前掲101頁。

4) 山下友信・保険法（下）374頁（2022年・有斐閣）。

5) 五十嵐・前掲165頁、小林・前掲119頁。生命保険会社を取り扱う指定代理請求制度については、約款上、指定代理請求人の指定・変更指定は保険契約者が行うが、被保険者は「同意」という形式により実質的に指定代理請求人の指定に関与するため、代理権授与の問題がクリアされている（篠原・前掲11頁）。なお、損害保険会社を取り扱う代理請求制度は、保険契約者による指定が想定されておらず、保険金受取人である被保険者による「同意」も要件とされていないが、その法的地位はやはり任意代理と解されている。この点に関し、[北澤哲郎「損害保険契約の約款に規定されている代理請求制度に基づく保険金請求の有効性」共済と保険 721号 26頁（2018年）](#)は、契約者と保険金受取人である被保険者が異なる損害保険契約は第三者のためにする契約に該当するところ、保険金受取人である被保険者は代理請求人に代理権を授与した請求権を原始的に取得しており、代理請求人は有効な代理権を取得していると整理している。

金の支払を請求することはできるものの、保険会社からその支払を拒絶された場合に、X 自らが自身への支払を求めて訴えを提起することはできないものと考えられる⁶⁾。

本判決は、Y が争わなかったこともあってか、この点について特に検討することもなく X の請求を認容しているが、疑問がある。

(3) 重過失免責

① 重過失免責の趣旨

保険法 17 条 1 項及び同法 80 条 1 号ないし 3 号は、損害保険及び傷害疾病定額保険に関し、故意・重過失免責を規定している。これらは、損害保険に関して故意・重過失免責を規定していた旧商法 641 条の規律を維持したものである⁷⁾。

重過失が法定免責事由とされる趣旨について、保険法の立法担当者は「保険契約の信義則に反する」ことを挙げており⁸⁾、判例・多数説は、故意と同様、公益や信義則に基づくものとする⁹⁾。これに対し、公益を根拠とすると重過失免責が任意規定とされていることにつき説明がつかないとして、危険性の高い行為を保険給付対象から除外することを目的とする趣旨と捉える見解（危険除外説）がある¹⁰⁾。

② 重過失の意義

重過失の意義については、失火責任法にいう「重大ナル過失」の意義に関し、昭和 32 年最判が「通常人に要求される程度の相当な注意をしなくても、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当とする」と判示しており、少なくとも民事上の不法行為の領域では、判例上、重過失の意義は確立しているとされている¹¹⁾。問題は保険契約上の重過失の意義であるが、昭和 32 年最判の判示を援用する下級審裁判例は少なくないものの¹²⁾、同判示を採用した最高裁判例はなく、唯一重過失免責につき直接判断を示した昭和 57 年最判は重過失の意義につき判示をしていない。

学説としては、大要、事故招致における免責は基本的に故意の場合に限定されるべきことを前提に、重過失免責を故意の立証が困難なケースに対応するための補充的な免責事由と位置付

6) もっとも、本件の認容判決を受けて、Y が X に保険金支払を行った場合、指定代理請求制度自体は適用されるから、その弁済は有効になるものと考えられる。他方、本件が重過失免責の適用等により棄却判決となった場合、その既判力は A には及ばず、Y は再訴リスクを負うことになるものと考えられる。

7) 萩本修・一問一答保険法 120 頁（2009 年・商事法務）。

8) 萩本・前掲 194 頁。

9) 大森忠夫・保険法〔補訂版〕148 頁（1985 年・有斐閣）、石田満・商法Ⅳ（保険法）〔改訂版〕194 頁（1997 年・青林書院）、最一判平成 16 年 6 月 10 日民集 58 卷 5 号 1178 頁。

10) 竹瀆修「損害保険における保険事故招致免責」竹瀆修ほか編・中西正明先生喜寿記念論文集保険法改正の論点 180 頁（2009 年・法律文化社）、山下・前掲 263 頁。

11) 伊藤瑩子・最高裁判所判例解説民事篇（昭和 57 年度）636 頁（1987 年・法曹会）。

12) 比較的近時のものとして、本判決のほか、東京地判平成 30 年 9 月 11 日自保 2056 号 159 頁、福岡地判平成 31 年 4 月 12 日判時 2480 号 34 頁など。

け、故意に準ずるものと解する見解¹³⁾と、故意と重過失は概念上区別されるものであり、重過失は過失の程度が重いものと捉えれば足りるとする見解とがある¹⁴⁾。

私見は後者の見解に賛同するものであるが、そうすると、結局、問題は、いかなる程度をもって「過失の程度が重い」と見るかという点に収れんされるように思われる。この点、重過失免責を危険性の高い行為を保険給付対象から除外することを目的とする趣旨とする見解に立ち、他方で、重過失免責は保険金不支払という厳しい制裁的效果が生じるものであることを踏まえると、保険契約者一般から見ても保険者免責もやむを得ないとみられる程度に重いものとみるべき¹⁵⁾、という見解に賛成したい。

③ 裁判例

重過失免責の適用を巡って争われた裁判例や事案類型は多岐に亘る¹⁶⁾。

このうち、本件に類似する事案として、車道上の歩行者の重過失の有無が問題となったものとしては、㉞歩行者の進入禁止規制がある高架部分に、被保険者が見通しの悪い夜間に立入り、道路の路側帯部分から車線上に 0.9m 出た地点で通行車両と衝突して死亡した事案に関して重過失を認めたもの（大阪高判平成 4 年 6 月 19 日生判 7 卷 90 頁）、㉟被保険者が、多量の飲酒をし、路上において転倒しかねない状況でありながら、夜間でも交通量の多い国道 1 号線内を横断して、酩酊したため倒れ込むなどして、路上に横臥するに至った事案について、重過失を認めたもの（東京地判平成 18 年 10 月 27 日保険レポ 218 号 9 頁）がある。

また、事案類型としてはやや離れるが、路上横臥・座り込みによる轢死事案としては、青森地判平成 9 年 5 月 30 日生判 9 卷 299 頁、松江地判平成 9 年 12 月 18 日生判 9 卷 567 頁、大阪地判平成 21 年 9 月 29 日判例秘書 L06451082、東京地判平成 30 年 1 月 17 日自保 2019 号 155 頁などがあり、いずれも重過失が認められている。

これらはいずれも、保険契約者一般から見ても保険者免責もやむを得ないとみられる程度に「過失の程度が重い」事案であったといえる。

④ 予見可能性や結果回避可能性はあるものの「過失の程度が重い」とは言い難い事案類型

一方、裁判例においては、傷害結果に対する被保険者の予見可能性や結果回避可能性があったことは否定し難いものの、危険な行為に及ぶことにつき一定の客観的合理性があることにより、過失の程度を重いと評価するには躊躇を覚える事例がある。具体的には、㉟高速道路上で事故を起こした被保険者が後続車両に案内・誘導等を行おうとして走行車線に入って後続車に

13) 山野嘉朗「生命保険付帯の災害割増特約・傷害特約の免責事由である被保険者の『重大な過失』、『犯罪行為』の意義」判タ 729 号 35 頁（1990 年）、潘阿憲「重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討（二・完）」首都大学東京法学会雑誌 48 卷 1 号 105 頁（2007 年）、江頭憲治郎・商取引法〔第 9 版〕480 頁（2022 年・弘文堂）。

14) 中西正明「生命保険契約の傷害特約及び災害割増特約の保険者免責事由にいう重過失の意義」判例評論 387 号〔判時 1376 号〕200 頁（1991 年）、竹濱・前掲 190 頁、山下・前掲 264 頁。これら見解からは、昭和 32 年最判のいう「ほとんど故意に近い」という部分は比喩的表現と捉えることとなる。

15) 山下・前掲 266 頁。

16) 重過失免責に関する裁判例を網羅的に分析したものとして、天野康弘「重過失免責の認定と分析」保険学雑誌 622 卷 141 頁（2013 年）、陳・前掲などがある。

接触されて傷害を負った事例（仙台地判平成 5 年 5 月 11 日判時 1498 号 125 頁）、④被保険者が飲酒運転を止めさせようとして自動車に接近したところ接触して傷害を負った事例（横浜地判平成 27 年 10 月 1 日交民 48 卷 5 号 1261 頁）、⑤被保険者の運転で高速道路本線走行中に、窓から飛んで行った伝票を同乗の妻が拾うため、車両を追越車線に停止させたところ、車間不保持や脇見運転があった後続車両が当該車両に衝突し、運転手である被保険者が死亡した事案（大阪地判平成 24 年 5 月 30 日交民 45 卷 3 号 713 頁）などであり、本判決もこの事案類型の一つと捉えることができる。

これらの裁判例では、いずれも重過失免責が否定されている。その理由につき、⑦の判決では社会的非難可能性が著しく低いことが、④の判決では信義則に反しないことが、⑤の判決では行為の悪質重大性、異常無謀性、反社会的性がないことから信義則や公序良俗に反しないことが、そして本判決では行為に一定の客観的合理性があることが、それぞれ主な理由として挙げられている。

このような行為に対する重過失の捉え方について、学説では、社会的に有用な行為であるため結果回避可能性がないとする見解¹⁷⁾や、格別の判断基準を用いるまでもなく、重過失とは評価すべきでないと考えれば足りるとする見解がある¹⁸⁾。いずれの見解に立つとしても、前述の重過失の意義に関する考え方とどのように整合的に解するかが重要なのではないかと考えるが、私見は、重過失の意義を「過失の程度が重い」と捉える見解を前提に、被保険者による当該状況下での当該行為の選択に一定の客観的合理性がある場合¹⁹⁾には、信義則違反の程度が弱まり²⁰⁾、保険契約者一般から見ても保険者免責もやむを得ないとみられる程度に「過失の程度が重い」とはいえなくなり、昭和 32 年最判の規範との関係では、「漫然これを見すごした」といえなくなる（見すごしたことにつき一定の客観的合理性がある）もの、と捉えることとしたい。

⑤ 本判決の評価

1) 重過失の意義

本判決は、重過失の意義につき昭和 32 年最判の規範を引用し、これに続ける形で、「そうであれば、『重大な過失』を基礎づけるに足りる被保険者等の行為（作為又は不作為）は、故意に保険事故を招致した疑いのあるものである必要はないが、保険事故発生認識又は認容があれば故意に保険事故を招致したともいえるようなものである必要がある」との規範を付している（以下「本判決規範」という。）。判示の流れからすると、本判決規範は、昭和 32 年最判の規範自体は維持しつつ、さらにこれを敷衍しようとしたものと解されるが、本判決以外に見られない判示であり、これが本判決の特徴となっている。

17) 竹山拓・保険レポ 326 号 4 頁（2019 年）。竹山は、このような行為を「社会的有用性が認められる行為」と表現する。

18) 山下・前掲 267 頁。

19) 行為に社会的有用性がある場合はこの一類型として捉えられる。また、前掲大阪地判平成 24 年 5 月 30 日という「行為の悪質重大性、異常無謀性、反社会的性がない」場合という判示は、これを裏側から表現するものと捉えられる。

20) 危険除外説も、重過失免責の根拠として信義則を排除していない（竹瀨・前掲 180 頁）。

本判決規範が検討対象とするのは「被保険者等の行為」という客観的事実である。そして、その「被保険者等の行為」には、「故意に保険事故を招致した疑いのあるもの」のほか、「保険事故発生の認識又は認容があれば故意に保険事故を招致したともいえるようなもの」が観念でき、後者も「『重大な過失』を基礎づけるに足りる」ものとして、昭和 32 年最判の規範に該当すると判示していることとなる。

しかし、「保険事故発生の認識又は認容があれば故意に保険事故を招致したともいえるような」「被保険者等の行為」とはいかなる「行為」であるのか、その趣旨は判然とせず、本規範が比較対象とする「故意に保険事故を招致した疑いのある」「被保険者等の行為」との実質的な差異も明らかではない。さらに、「認識」と「認容」があるのであれば「被保険者等の行為」がいかなる態様のものであっても故意は成立するはずであるし、「認識」と「認容」を選択的な要件として掲げている点にも素朴な違和感がある。

本判決が原判決を取り消して請求を認容したという経過に照らすと、本判決は、昭和 32 年最判の規範を限定的に解釈することによって重過失免責の成立を否定しようとしたものとも考えられるが、後述のとおり、本判決が認定した事実関係の下では、昭和 32 年最判の規範をそのまま採用したとしても、重過失免責の成立は十分否定可能であったといえるから、昭和 32 年最判の規範を本判決規範のような規範で敷衍する必要性はなかったものというべきである。

2) 事実認定

本判決は、A の本件事故当時の行動等について、事故現場と帰宅経路の位置関係から、本件車道上（東側）の歩道を歩行中、いずれかの地点で、対向車道側（西側）の歩道に移動するために、本件県道を横断しようとして、本件車道上に進入した可能性が高いとした。その上で、本件事故では A の左足後膝部が B 車両のフロントバンパーの右側部分に衝突していたと認定し、同認定を根拠に、A は、本件事故の瞬間、第 2 車線上の（真ん中ではなく）中央分離帯寄りを、後方から接近して来た B 車両に背面を向けて、歩行ないし佇立していたものと認定した。そして、A がそのような歩行ないし佇立をしていた理由として、A が、本件事故現場よりも手前（c 側）の地点で本件県道を横断しようとして、本件車道を横断して中央分離帯に到達したものの、その時点で本件防護柵の高さを実感し、その結果、これを越えて対向車道側に移動するのではなく、防護柵が途切れる地点まで d 方向に中央分離帯に沿って歩き、その地点で対向車道を横切って対向車道側の歩道に移動しようと考えていた可能性が高いとした。

3) 重過失免責へのあてはめ

本判決は、上記事実認定を前提に、本判決規範へのあてはめを行い、A において、運転者が、容易に A を回避して側方を通過するものと期待することにも一定の客観的合理性があったことなどから、「A が本件事故の発生を認識、認容していたと仮定した場合に、故意に本件事故を招致したと評価できるようなものであったとまでいうことはできない」として、重過失免責を否定した。

しかし本件は、本判決の上記事実認定を前提とする限り、本判決規範を持ち出すまでもなく、重過失免責の適用は困難な事案であったというべきである。

私見としては、本判決が認定する A の一連の行為は、3 つの部分に分けて捉えることができると考える。すなわち、道路沿いに進行しつつ道路を横断しようとしていた A において、㊦交

通閑散とした片側 2 車線の道路を横断しようとしたこと、①中央分離帯の防護柵に達したが、その高さにより横断を断念したこと、②中央分離帯沿いを防護柵の切れ目まで歩こうとしたこと、の 3 つである。

前提として、これら行為はいずれも危険な行為であり、少なくとも過失がある行為であることは明らかである。しかし、③の行為は社会生活上、選択され得る行為の範疇であるといえ、①は A にとって偶然的な事情であり A の帰責性は乏しい。問題は②であるが、①の状況に至った歩行者の選択肢は、再度横断して歩道に戻るか、中央分離帯沿いを防護柵の切れ目まで歩くかということとなるが、当然、後者の方が危険性が高い選択肢であるものの、歩道に戻るための横断も一定の危険性がある行為ではあり、そうである以上、防護柵の切れ目が比較的近くにあることが想定されるのであれば、帰路方向に進む目的からも、交通閑散とする道路を、後続車両が側方を通過してくれることを期待して中央分離帯に沿って歩くという選択には一定の客観的合理性がないとまでは言い切れず、信義則違反の程度もなお弱く、保険契約者一般から見ても保険者免責もやむを得ないとみられる程度に「過失の程度が重い」とも言い難いように思われる。運転手の前方不注視がなければ A の側方を通過できていた可能性があったというのであれば、尚のことである。

他方、例えば、③の際に、A において車道に進入すべき合理的理由もなく、単に酔っ払って前後不覚となって車道に出ただけであったとか、②の際に第 2 車線の真ん中を漫然と歩行していたというのであれば、A の行為には客観的合理性がなかったものとして、本判決も重過失を認定していたものと思われ、その帰結は正しいものといえる。

(4) まとめ

以上より、本判決は、①指定代理請求人による請求を認容した点には疑問があり、②重過失を否定した点については、結論には賛成できるが、その理由付けには疑問がある。一般に重過失が認められやすい車道上の歩行・佇立者について、子細にその経過を認定することで重過失を否定した点は、事例判決として参考になると考える。

以 上